



令和 8 年 8 月から

国民健康保険の高額療養費制度が改定されました

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

高額療養費とは・・・

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。



▽コールセンターの設置について

高額療養費制度の見直し等に関する問い合わせに対応するため、厚生労働省において被保険者向けのコールセンターが設置されています。

【設置期間】 令和 8 年 7 月～令和 9 年 3 月
※日曜日、祝日、年末年始は除く
【対応時間】 午前 9 時～午後 6 時

フリーダイヤル
0120-617-111

▽高額療養費制度の上限額（令和 8 年 8 月～）

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 （世帯ごと） 〈多数回該当〉	入院＋外来【年間上限】 （世帯ごと）	外来（個人ごと） ※ 70 歳以上のみ
70 歳未満	70 歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約 1,160 万円～	270,300 円＋1% 〈140,100 円〉	1,680,000 円	—
区分イ	現役並みⅡ	約 770 万円～ 約 1,160 万円	179,100 円＋1% 〈93,000 円〉	1,110,000 円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約 370 万円～ 約 770 万円	85,800 円＋1% 〈44,400 円〉	530,000 円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約 370 万円	61,500 円 〈44,400 円〉	530,000 円	月額上限 22,000 円 （年間上限 21.6 万円）
区分オ	—	住民税非課税 【70 歳未満】	36,900 円 〈24,600 円〉	290,000 円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70 歳以上】	25,700 円 〈24,600 円〉	290,000 円	月額上限 11,000 円 （年間上限 9.6 万円）
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 （年金収入約 80 万円以下など） 【70 歳以上】	15,700 円	180,000 円	月額上限 8,000 円

※多数回該当・・・直近 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合、4 回目から上限額が下がります。

後期高齢者医療制度加入者の皆さまへ ～高額療養費限度額が改正されました～

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、限度額を超えて支払った分を払い戻す「高額療養費制度」が改正されました。令和 8 年 8 月 1 日からの自己負担限度額は下表のとおりです。

負担割合	限度区分	外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）	年間上限 ※ 3
3 割	現役並み 所得者Ⅲ	270,300 円＋（医療費－901,000 円）× 1% 〈140,100 円〉※ 1		1,680,000 円
	現役並み 所得者Ⅱ	179,100 円＋（医療費－597,000 円）× 1% 〈93,000 円〉※ 1		1,110,000 円
	現役並み 所得者Ⅰ	85,800 円＋（医療費－286,000 円）× 1% 〈44,400 円〉※ 1		530,000 円
2 割	一般Ⅱ	22,000 円	61,500 円	530,000 円
1 割	一般Ⅰ	（年間 216,000 円）※ 2	〈44,400 円〉※ 1	※ 4
	区分Ⅱ	11,000 円 （年間 96,000 円）※ 2	25,700 円 〈24,600 円〉※ 1	290,000 円
	区分Ⅰ	8,000 円	15,700 円	180,000 円

※ 1 〈 〉内の金額は、過去 12 か月間に高額療養費（世帯単位）の該当が 3 回以上あった場合に、4 回目以降から適用します（多数該当）。

※ 2 1 年間（8 月から翌年 7 月まで）の外来の自己負担額の上限額です。

※ 3 月額上限及び※ 2 の適用後なお残る自己負担額を、世帯単位で年間集計し、「年間上限」に達した場合には、令和 9 年 8 月以降に申請により支給されます。

※ 4 一部 410,000 円の場合があります。